

## ■実施概要

# 第11回上総いちはら国府祭り

## いちはら国府市

- 主催 上総いちはら国府祭り実行委員会 ・ 市原市
- 実施日時 令和6年10月5日（土）及び10月6日（日）両日ともに正午～午後8時  
※荒天や突発的な事象等により中止若しくは規模縮小となる場合があります。
- 会場 上総更級公園
- 目的 郷土の食や物産の販売等を通じて、地域の事業所や生産者等のPRを行うことでまちに賑わいを創出し、産業振興を図ることを目的とします。
- 主なイベント
  - ・ 時代絵巻行列～山鉾・山車の巡行
  - ・ いちはら大綱引き
  - ・ 練り踊り
  - ・ ステージイベント
  - ・ 神輿の共演
  - ・ 打ち上げ花火
  - ・ ちばYOSAKOI※天候等により内容が変更になる場合があります。

今年の上総いちはら国府祭りは、『みんなでつなぐ いちはらの未来』をテーマとし、歴史や文化に根ざしたふるさと市原の魅力を市内外に発信し、多くの方々に訪れていただくことで、まちの賑わいを創出するとともに、市民のふるさと市原に対する誇りや郷土愛を育むことを目的とした、市原市最大のお祭りとして開催します。

【前日までの連絡先（平日のみ 8：30～17：15）】

●祭り全般に関すること

上総いちはら国府祭り実行委員会（市原市役所 地方創生部 観光・国際交流課内）

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

電話 0436-23-9755

## ■ 出店ブース設置要領

出店ブース仕様

テントサイズ(1店舗あたり)

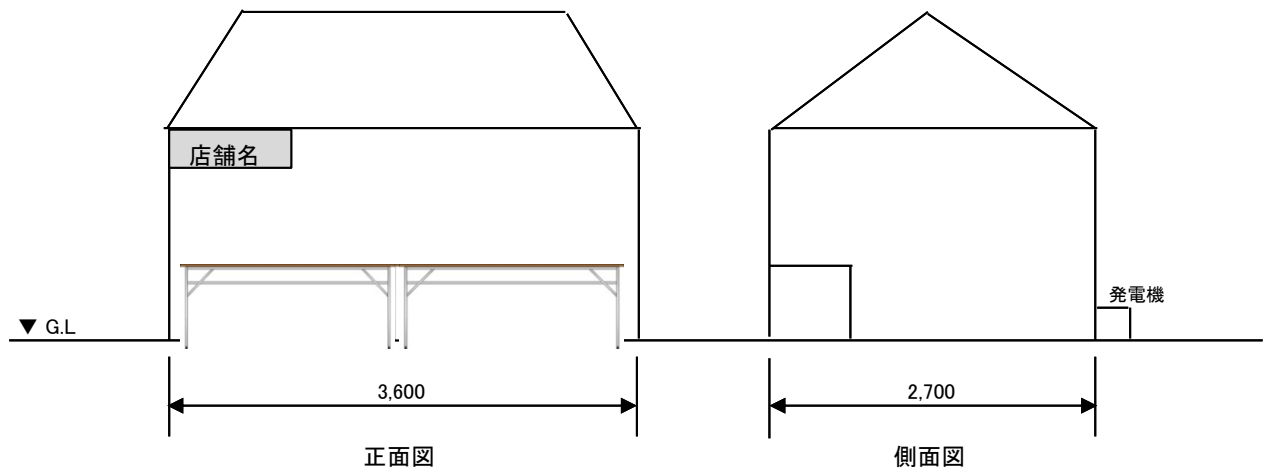
2間 × 1.5間 ( W3,600 × D2,700 )

※全テント、横幕は三方幕となっています。端にレイアウトされている店舗に関してもテント幕は三方とし、側面販売等は固く禁じます。[三方幕:両側側面、背面の3方に設置する幕]

※発電機は、テント外設置を認めますが極力テント側に寄せ、通行支障等に十分配慮すること。  
また、発電機の排気口の向きには十分、注意すること。  
設置に関して疑義がある場合は、実行委員会に問合せ、その指示に従うこと。

※飲食品を扱う出店者は、必ず床面に防火シートを設置し汚損に十分配慮すること。  
また、飲食品を扱わない出店者においても汚損や破損等が懸念される場合は、各自で汚損防止対策を講じること。また、必ず食品営業許可証を出店区域内に掲示すること。

※歩道等の道路施設に出店物資の仮置きやテーブル等設置による飲食行為などは通行支障になるだけでなく施設の汚損や破損、事故等につながるとともに景観上好ましくないため、禁止とする。



ブース備品

①テーブル 2台 ( W1,800 × D450 × H700 )

②パイプイス 2脚

③店舗サイン 1枚 ( W 400 × H300 )

※以上、①～③は出店料に含まれています。

## 行事で取り扱える飲食物について

第11回上総いちはら国府祭り「いちはら国府市」出店規約のとおり、取り扱える品目は、下記の「行事で取り扱える飲食物一覧」の中から1つの施設につき原則1品目となります。

また、キュウリの一本漬けといった非加熱の野菜の提供や、生クリーム等のトッピングは行えません。

### ○ 行事で取り扱える飲食物一覧

加熱食品で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目(例)
煮物・汁物類	おでん、豚汁
焼き物類	焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト、焼きトウモロコシ、イカ焼き
茹で物・蒸し物類	田楽、じゃがバター
麺類	ラーメン、焼きそば、うどん・そば
揚げ物類	鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、アメリカンドッグ
菓子類	今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ、ポップコーン、焼き団子、おしるこ

上記以外で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目(例)
飲み物	清涼飲料水(食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの)
削氷	かき氷(食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用)
アイスクリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ

#### 行事で調理が認められない食品(例)

弁当、おにぎり、寿司、カレーライス等の米飯類、ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン類、生クリーム類を使用した食品

#### 行事で販売ができない食品

生の食肉、鮮魚介類の未包装での販売は、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

#### 行事での包装品販売について

包装品を仕入れて、そのまま開封せずに販売することに食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要はありませんが、別途営業届出を要する場合があります。

包装品の製造に当たっては、製造品目に応じた食品衛生法に基づく営業許可が必要となります。該当する出店者は、許可証の写しを提出してください。

また、包装品には、消費(賞味)期限、保存方法、アレルギー等の表示が必要です。